

公立大学法人横浜市立大学産学官連携に係る秘密情報管理実施基準

制 定 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 本実施基準は、「公立大学法人横浜市立大学研究データ管理実施指針」を踏まえ、産学官連携に係る秘密情報を適切にマネジメントすることにより、公立大学法人横浜市立大学（以下、「本学」という。）の産学官連携活動を推進し、かつ社会からの信頼に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第3条第1項に規定された教職員（教員職員、一般職員及び派遣職員をいう）及び同非常勤職員就業規則第2条第1項に規定された非常勤職員、同客員教員等に関する規程第2条第2項に規定された客員教員
- (2) 学生等 本学に在籍する学部学生、大学院生及び本学の各種制度等に基づいて受入れを許可された研究生等
- (3) 企業等 産学官連携の相手先
- (4) 秘密情報 本学が産学官連携に関して秘密保持義務を負う情報
- (5) 秘密記録媒体 書面、USB、もしくはPC等に秘密情報が記された各種媒体
- (6) 秘密電子化情報 秘密情報のうち、電子情報として読み出し可能なもの
- (7) 秘密成果有体物 秘密情報に化体された成果有体物
- (8) 本学独自の秘密情報 本学独自で創出又は獲得された産学官連携に資する秘密情報
- (9) 企業等独自の秘密情報 産学官連携において企業等から開示・提供される秘密情報

(対象)

第3条 対象とする秘密情報は、産学官連携で開示・提供する秘密情報とし、次に該当するものをいう。

- (1) 本学独自の秘密情報および企業等独自の秘密情報
- (2) 企業等との連携の過程で創出された共有の成果

(秘密情報の形態)

第4条 対象とする秘密情報の形態は、次に該当するものをいう。

- (1) 研究データに記録された秘密情報
- (2) 成果有体物に化体された秘密情報
- (3) 口頭、映像等の方法により、開示・提供された情報について、開示・提供のときに秘密であることを告げ、開示・提供後30日以内にその要旨を書面で交付した秘密情報

(秘密情報の格付け区分)

第5条 格付けの区分は以下のとおりとする。

- (1) 極秘 漏えいすることにより、企業等及び／または本学の事業に極めて深刻な影響若しくは不利益を受けるものであって、総括責任者が指定する者以外に漏らしてはいけない情報
- (2) 厳密 知的財産に関する研究情報(将来技術移転やライセンスが可能になるものも含む) や顧客情報、企業等から慎重な秘密管理を要請される情報など、漏えいすることにより、企業等及び／または本学の競争力が低下するおそれがあるものであって、管理責任者が指定する者以外に漏らしてはいけない情報
- (3) 秘 前2号に該当しない秘密情報であって、管理責任者が指定する者以外に漏らしてはいけない情報
(情報の取扱い)

第6条 前条に基づき区分された秘密情報の取扱いは、公立大学法人横浜市立大学産学官連携に係る秘密情報管理実施細則（以下、「細則」という）別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業等との契約に秘密情報の取扱いに係る規定が存在する場合には、当該規定を優先するものとする。
- 3 臨床研究（治験を含む。）に関する秘密情報については除く。
(秘密情報管理体制)

第7条 本学に秘密情報管理総括責任者（以下「総括責任者」という）、秘密情報管理責任者（以下「管理責任者」という）を置く。

- 2 総括責任者は、事務局長をもってその任に充てる。
- 3 管理責任者は、教室、学内研究グループ、職員組織における各部（以下「教室等」という）の長をもってその任に充てる。
- 4 総括責任者と管理責任者は、公立大学法人産学官連携に係る秘密情報管理実施細則に定める役割を果たさなければならない。

（教職員等の責務）

第8条 教職員等は、秘密情報の開示については、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第35条第2号の規定により秘密保持義務を負い、取扱いについては、公立大学法人産学官連携に係る秘密情報管理実施細則別表1に従うこととする。

- 2 教職員等は、退職又は解雇により教職員等としての身分を失う場合であっても、管理責任者の事前の許可なく秘密記録媒体の持出し又は秘密情報の転送、移転を行ってはならない。
(事故対応)

第9条 万が一漏えいが発生した場合は、管理責任者は公立大学法人産学官連携に係る秘密情報管理実施細則別表2に従い、適切に対処する。

- 2 情報セキュリティ事故と認められる案件については、公立大学法人横浜市立大学情報セキュリティ基本規程第20条に基づいて対応する。なお、公表に関しては、公立大学法人横浜市立大学における事務処理ミス等及び事件・事故に係る報告及び公表基準に準ずる。

（教育・研修）

第 10 条 本学は、産学官連携における秘密情報管理に係る教育（啓発を含む）を重視し、実行しなければならない。

2 教職員等は、本学が主催又は共催する産学官連携における秘密情報管理に係る説明会等へ積極的に参加し、自らが所属する教室等の構成員に対する啓発に努めなければならない。

（雑則）

第 11 条 この実施基準に定めるもののほか、産学官連携における秘密情報管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。